

一般社団法人 投資信託協会
会長 松谷博司 殿

農林中金バリューインベストメンツ株式会社
代表取締役社長 湯田 博

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 17 号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

1 【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額 (2022 年 3 月末現在)

- | | |
|-----------------------|------------|
| ① 資本金の額 | : 444 百万円 |
| ② 発行可能株式総数 | : 64,000 株 |
| ③ 発行済株式総数 | : 17,297 株 |
| ④ 過去 5 年間における主な資本金の増減 | : - |

(2) 会社の意思決定機関 (2022 年 3 月末現在)

① 会社等の意思決定機構

・定款に基づき、株主総会において 3 名以上の取締役が選任されます。取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によってこれを行い、累積投票によらないものとします。

・取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了するときまでとします。

・取締役会は、その決議をもって、取締役の中から代表取締役を選定し、代表取締役が 2 名以上ある場合は、各自会社を代表します。また、社長 1 名、副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を定めることができます。

・取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となります。代表取締役が事故があるときは、あらかじめ取締役会規則において定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となります。取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に発します。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができ、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができます。

・取締役会は、法令または定款に定められた事項を決議します。その決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行います。また、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなすことができます。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではありません。

② 投資運用の意思決定機構

・取締役会は、投資運用業を適正に行うために必要な人的構成および組織等の業務執行体制を整備する責務を負い、業務方法書に定めた事項以外のもの投資運用業における重要な運用方針を決定します。

・ポートフォリオ運営会議は、投資判断責任者、企業投資部長およびファンドマネージャーから構成され、①投資適格対象銘柄、②当該各銘柄への投資比率、③キャッシュ比率からなるモデルポートフォリオを策定します。

・投資判断責任者は、資産運用業務全般を統括するCIOが投資運用にかかる判断を行います。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2022年3月末現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです（親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	9	86,278
合計	9	86,278

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しております。

3 【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号）により作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 8 期事業年度（2021 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日まで）の財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

	(単位：千円)	
	第7期 (2021年3月31日)	第8期 (2022年3月31日)
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金	※2 3,055,122	※2 2,173,426
前払費用	17,243	32,915
未収委託者報酬	※2 238,358	※2 225,943
未収運用受託報酬	※2 558,280	※2 758,021
未収投資助言報酬	※2 648,273	※2 613,971
その他	3	-
流動資産合計	4,517,280	3,804,278
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1 34,758	※1 32,276
器具備品	※1 50,866	※1 39,856
建設仮勘定	3,053	-
有形固定資産合計	88,679	72,133
無形固定資産		
ソフトウェア	38,451	44,181
ソフトウェア仮勘定	5,971	-
無形固定資産合計	44,423	44,181
投資その他の資産		
長期差入保証金	63,445	61,667
繰延税金資産	55,947	45,592
長期前払費用	101	-
投資その他の資産合計	119,494	107,260
固定資産合計	252,596	223,575
資産合計	4,769,877	4,027,853
(単位：千円)		
	第7期 (2021年3月31日)	第8期 (2022年3月31日)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	6,014	4,454
未払金	37,683	61,210
未払費用	561	590
未払法人税等	726,384	382,812
未払消費税等	128,047	54,223
賞与引当金	53,259	58,188
流動負債合計	951,950	561,480
負債合計	951,950	561,480
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	444,307	444,307
資本剰余金		
資本準備金	444,307	444,307
資本剰余金合計	444,307	444,307
利益剰余金		
その他利益剰余金	2,929,311	2,577,758
繰越利益剰余金	2,929,311	2,577,758
利益剰余金合計	2,929,311	2,577,758
株主資本合計	3,817,926	3,466,373
純資産合計	3,817,926	3,466,373
負債純資産合計	4,769,877	4,027,853

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第7期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	第8期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	544,503	783,383
運用受託報酬	※1 499,399	※1 673,243
投資助言報酬	2,826,874	1,814,798
営業収益合計	3,870,777	3,271,425
営業費用		
支払手数料	131,217	146,758
広告宣伝費	395,545	231,212
調査費	85,352	97,978
調査費	3,000	17,790
情報利用料	76,625	77,582
新聞図書費	4,495	1,956
その他の調査費	1,232	650
営業雑経費	12,154	11,094
営業費用合計	624,270	487,044
一般管理費		
給料	401,185	432,212
役員報酬	27,850	34,917
給料・手当	273,848	284,241
賞与	99,486	113,053
法定福利費	47,383	53,566
福利厚生費	1,108	2,007
交際費	241	202
寄付金	1,518	-
旅費交通費	908	2,491
租税公課	42,825	37,801
不動産関係費	67,544	67,503
不動産賃借料	65,815	65,815
その他の不動産関係費	1,728	1,687
退職給付費用	12,624	14,270
固定資産減価償却費	43,165	36,986
諸経費	26,472	28,523
業務委託費	17,600	19,697
消耗品費	3,941	2,055
その他	4,931	6,771
一般管理費計	644,978	675,563
営業利益	2,601,527	2,108,818

(単位：千円)

	第7期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	第8期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
営業外収益		
その他	9,963	5,407
営業外収益合計	9,963	5,407
経常利益	2,611,491	2,114,225
税引前当期純利益	2,611,491	2,114,225
法人税、住民税及び事業税	823,648	637,509
法人税等調整額	△ 30,073	10,354
法人税等合計	793,574	647,864
当期純利益	1,817,917	1,466,361

(3) 【株主資本等変動計算書】

第7期（自2020年4月1日至2021年3月31日）

（単位：千円）

項目	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	444,307	444,307	444,307	-	1,828,424	1,828,424	2,717,039	2,717,039
当期変動額								
剰余金の配当					△ 717,029	△ 717,029	△ 717,029	△ 717,029
当期純利益					1,817,917	1,817,917	1,817,917	1,817,917
当期変動額合計	-	-	-	-	1,100,887	1,100,887	1,100,887	1,100,887
当期末残高	444,307	444,307	444,307	-	2,929,311	2,929,311	3,817,926	3,817,926

第8期（自2021年4月1日至2022年3月31日）

（単位：千円）

項目	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	444,307	444,307	444,307	-	2,929,311	2,929,311	3,817,926	3,817,926
当期変動額								
剰余金の配当					△ 1,817,914	△ 1,817,914	△ 1,817,914	△ 1,817,914
当期純利益					1,466,361	1,466,361	1,466,361	1,466,361
当期変動額合計	-	-	-	-	△ 351,553	△ 351,553	△ 351,553	△ 351,553
当期末残高	444,307	444,307	444,307	-	2,577,758	2,577,758	3,466,373	3,466,373

[注記事項]

(重要な会計方針の注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

該当事項はありません。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物、建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～50年
器具備品	3～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについて、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

3. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員への賞与支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

4. 重要な収益の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。）等を適用しており、委託者報酬、運用受託報酬および投資助言報酬にかかる管理報酬ならびに成功報酬について、一定期間にわたる契約履行義務の充足状況に応じて収益を認識しております。

(会計方針の変更の注記)

収益認識に関する会計基準等の適用

当社は、「収益認識会計基準」等を当期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる影響はありません。

(表示方法の変更の注記)

時価の算定に関する会計基準等の適用

当社は、「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当期会計期間の期首から適用しております。時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。

(貸借対照表に関する注記)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	第7期 (2021年3月31日)	第8期 (2022年3月31日)
建物	3,304千円	5,786千円
器具備品	44,107千円	63,099千円

※2 関係会社に対する資産及び負債

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

	第7期 (2021年3月31日)	第8期 (2022年3月31日)
預金	2,698,231千円	1,452,541千円
未収運用受託報酬	558,280千円	758,021千円

(損益計算書に関する注記)

※1 関係会社に対する主な取引

	第7期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	第8期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
運用受託報酬	499,399千円	673,243千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

第7期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	17,297	-	-	17,297
合計(株)	17,297	-	-	17,297

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	717,029	41,454.00	2020年3月31日	2020年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,817,914	利益剰余金	105,100.00	2021年3月31日	2021年6月29日

第8期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	17,297	-	-	17,297
合計(株)	17,297	-	-	17,297

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,817,914	105,100.00	2021年3月31日	2021年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,466,370	利益剰余金	84,776.00	2022年3月31日	2022年6月30日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については、銀行預金に限定しており、金融機関からの資金調達は行っていません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクにさらされております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、営業債権について、企画総務部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手毎に期日及び残高を管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬および未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第7期 (2021年3月31日)	第8期 (2022年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	16,308千円	17,817千円
投資顧問業協会入会金	142千円	-
投資信託協会入会金	995千円	688千円
未払事業税	36,723千円	19,135千円
長期差入保証金	725千円	1,269千円
一括償却資産	94千円	-
減価償却超過額	-	5,188千円
その他	956千円	1,492千円
繰延税金資産合計	55,947千円	45,589千円
繰延税金負債	-	-
繰延税金負債合計	-	-
繰延税金資産の純額	55,947千円	45,589千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第7期(2021年3月31日)及び第8期(2022年3月31日現在)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(資産除去債務に関する注記)

第7期(自2020年4月1日至2021年3月31日)

本社は、建物賃貸借契約に基づき使用する建物等において、退去時における原状回復に係る債務を有しております。当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されておりますので、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項及び第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上しております。

第8期(自2021年4月1日至2022年3月31日)

本社は、建物賃貸借契約に基づき使用する建物等において、退去時における原状回復に係る債務を有しております。当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されておりますので、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項及び第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上しております。

(収益認識に関する注記)

第8期会計期間(自2021年4月1日至2022年3月31日)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:百万円)

区分	第8期会計期間 (自2021年4月1日 2022年3月31日)
営業収益	
委託者報酬	783,383
運用受託報酬	673,243
投資助言報酬	1,814,798
営業収益合計	3,271,424

(注) 当社の主要な業務について記載しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第7期(自2020年4月1日至2021年3月31日)及び第8期(自2021年4月1日至2022年3月31日)

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第7期(自2020年4月1日至2021年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は損益計算書に記載されております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	中国(香港)	アメリカ合衆国	合計
1,607,412	1,393,740	325,121	3,326,273

(注) 営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
農林中央金庫	499,399	投資運用業
MCP Asset Management Company Limited	1,393,740	投資運用業
農林中金全共連アセットマネジメント株式会社	1,108,012	投資運用業
Russell Investments Implementation Services, LLC	325,121	投資運用業

(注) 営業収益は、投資一任契約による運用受託報酬及び投資助言契約による投資助言報酬を顧客ごとに集計しております。投資信託契約による委託者報酬は、投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

第8期(自2021年4月1日至2022年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は損益計算書に記載されております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	中国(香港)	アメリカ合衆国	合計
1,532,973	681,846	273,221	2,488,041

(注) 営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
農林中央金庫	673,243	投資運用業
MCP Asset Management Company Limited	681,846	投資運用業
農林中金全共連アセットマネジメント株式会社	859,730	投資運用業
Russell Investments Implementation Services, LLC	273,221	投資運用業

(注) 営業収益は、投資一任契約による運用受託報酬及び投資助言契約による投資助言報酬を顧客ごとに集計し

ております。投資信託契約による委託者報酬は、投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第7期(自2020年4月1日至2021年3月31日)

属性	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	農林中央金庫	東京都千代田区	4,040,198	金融業	被所有 直接64.75% 間接27.75%	投資一任取引の 受任等	運用受託 報酬受領	499,399	未収運用 受託報酬	558,280
同一の親会 社を持つ会 社	農林中金全連 アセットマネジ メント㈱	東京都千代田区	3,420	金融業	-	投資助言取引の 受任等	投資助言 報酬受領	1,108,012	未収投資 助言報酬	228,891

第8期(自2021年4月1日至2022年3月31日)

属性	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	農林中央金庫	東京都千代田区	4,040,198	金融業	被所有 直接64.75% 間接27.75%	投資一任取引の 受任等	運用受託 報酬受領	673,243	未収運用 受託報酬	758,021
同一の親会 社を持つ会 社	農林中金全連 アセットマネジ メント㈱	東京都千代田区	1,466	金融業	-	投資助言取引の 受任等	投資助言 報酬受領	859,730	未収投資 助言報酬	268,334

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 関連当事者との価格その他の取引条件について、一般取引条件を勘案し決定しております。
2. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

農林中央金庫(非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

	第7期 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)	第8期 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)
1株当たり純資産額	220,727円87銭	200,403円14銭
1株当たり当期純利益	105,100円14銭	84,775円46銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。
2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第7期 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)	第8期 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)
当期純利益(千円)	1,817,917	1,466,361
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	1,817,917	1,466,361
普通株式の期中平均株式数(株)	17,297	17,297

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

純資産の部の合計額(千円)	3,817,926	3,466,373
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	-	-
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	3,817,926	3,466,373
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	17,297	17,297

公開日 2022年7月21日

作成基準日 2022年6月29日

本店所在地 東京都千代田区内幸町二丁目2番3号 日比谷国際ビル14階
お問い合わせ先 農林中金バリューインベストメンツ株式会社 企画総務部

独立監査人の監査報告書

2022年6月29日

農林中金バリュートンベストメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 長尾 充洋

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている農林中金バリュートンベストメント株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、農林中金バリュートンベストメント株式会社の2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上